

発議第10号

高山市議会政務調査費の交付に関する条例及び高山市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会政務調査費の交付に関する条例及び高山市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年9月1日提出

提出者 高山市議会議員 車 戸 明 良

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔
杉 本 健 三
島 田 政 吾
伊 嵩 明 博
小井戸 真 人
藤 江 久 子
村 瀬 祐 治
溝 端 甚一郎
水 口 武 彦
松 山 篤 夫
牛 丸 博 和
倉 田 博 之
丸 山 肇
中 箴 博 之

提案理由

地方自治法の改正に伴い改正しようとする。

高山市議会政務調査費の交付に関する条例及び高山市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(高山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 高山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第13項及び第14項</u>の規定に基づき、高山市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、高山市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第14項及び第15項</u>の規定に基づき、高山市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、高山市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(高山市議会議員の報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 高山市議会議員の報酬等に関する条例（昭和36年高山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後				
<p>高山市議会議員の<u>報酬等</u>に関する条例</p>	<p>高山市議会議員の<u>議員報酬等</u>に関する条例</p>				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条第5項</u>の規定に基づき、本市の議会の議長、副議長及び議員に対する<u>報酬</u>、期末手当及び費用弁償並びにその支給方法を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条第4項</u>の規定に基づき、本市の議会の議長、副議長及び議員に対する<u>議員報酬</u>、期末手当及び費用弁償並びにその支給方法を定めることを目的とする。</p>				
<p><u>(報酬の額)</u></p> <p>第2条 議長、副議長及び議員に支給する<u>報酬月額</u>は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">職名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>報酬月額</u></td> </tr> </table>	職名	<u>報酬月額</u>	<p><u>(議員報酬の額)</u></p> <p>第2条 議長、副議長及び議員に支給する<u>議員報酬月額</u>は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">職名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>議員報酬月額</u></td> </tr> </table>	職名	<u>議員報酬月額</u>
職名	<u>報酬月額</u>				
職名	<u>議員報酬月額</u>				

議長の項～議員の項 (略)

(報酬の支給の始期等)

第3条 議長、副議長又は議員が月の中途において職に就いたときはその日から、任期満了、辞職、失職若しくは除名（以下「退職等」という。）により、議長、副議長若しくは議員でなくなつたとき又は議会が解散されたときはその日まで、日割によつて計算した額の報酬を支給する。ただし、死亡したときには、その当月分までの報酬を直ちに支給する。

2 議長、副議長及び議員には、重複して報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 第2条の報酬は、毎月末日までに支給する。ただし、退職等の場合は直ちに支給する。

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額とする。

3 (略)

議長の項～議員の項 (略)

(議員報酬の支給の始期等)

第3条 議長、副議長又は議員が月の中途において職に就いたときはその日から、任期満了、辞職、失職若しくは除名（以下「退職等」という。）により、議長、副議長若しくは議員でなくなつたとき又は議会が解散されたときはその日まで、日割によつて計算した額の議員報酬を支給する。ただし、死亡したときには、その当月分までの議員報酬を直ちに支給する。

2 議長、副議長及び議員には、重複して議員報酬を支給しない。

(議員報酬の支給方法)

第4条 第2条の議員報酬は、毎月末日までに支給する。ただし、退職等の場合は直ちに支給する。

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額とする。

3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。